

姓名	住所	職業	備考
佐藤 次郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 一郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 三郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 四郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 五郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 六郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 七郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 八郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 九郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十一郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十二郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十三郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十四郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十五郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十六郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十七郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十八郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 十九郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月
佐藤 二十郎	大阪府大阪市	銀行員	昭和二十一年三月

第一條 本會之目的在於救濟貧苦及扶助弱者
 第二條 本會之組織由會員組成之
 第三條 本會之會員由下列各員組成之
 第四條 本會之職員由會員選舉之
 第五條 本會之經費由會員捐助及社會捐助之
 第六條 本會之事務由職員執行之
 第七條 本會之會計由會計員負責之
 第八條 本會之印章由會長及會計員共同保管之
 第九條 本會之決議由會員大會通過之
 第十條 本會之章程由會員大會修改之
 第十一條 本會之解散由會員大會決議之
 第十二條 本會之修改章程由會員大會通過之
 第十三條 本會之解散由會員大會決議之
 第十四條 本會之修改章程由會員大會通過之
 第十五條 本會之解散由會員大會決議之